

戦争責任

平成 22 年 11 月 16 日

中野 翔太

目次

- .はじめに
- .戦争責任とは何か
- .天皇への戦争責任の追及
- .天皇と国体護持
- .ドイツでの戦争責任問題
- .おわりに

.はじめに

中国や韓国と日本の関係がこじれた際に、太平洋戦争時の戦争責任が取り上げられることがある。新聞等でもよく目にするが、戦争責任とは何なのか。今回の勉強会では天皇、ひいては日本人の責任についてみていく。終戦直後の日本における戦後思想では「天皇制」の打倒が唱えられ、それに伴って天皇への戦争責任の追及が行われた。今回はその過程と天皇の戦争責任についてドイツと対比し考えていく。

.戦争責任とは何か

戦争責任の誕生

第一次大戦後のドイツ...ヴェルサイユ条約の戦争責任条項

Kriegsschuld

日本の戦争責任

.天皇への戦争責任の追及

終戦直後の帝国議会

- ・戦争責任についての決議案が提出されたが、責任を問われたのは軍部、官僚と歴代総理大臣、これらに追随した議員や知識人等

しかし、戦時中に軍部に迎合した経歴を持つ者は多く、一部の議員が辞職したが、彼らは議員全体の中では少数派

議会での責任論議は抽象的な決議で終わり、敗戦の責任は軍閥と官僚に集中し、天皇と一般国民は追及対象から除外されていた

一億総懺悔論

- ・1945年8月に首相だった皇族の東久邇稔彦は「国体護持ということは理屈や感情を超越した、かたいわれわれの信仰である」と言明

- ・国体護持をあらためて内閣の基本方針とし、それと同時に敗戦の原因にも言及するなかで、原爆投下やソ連の参戦、戦時統制のゆきすぎを指摘した上で、一億総懺悔論を提唱

一般の国民は国に対する被害者意識を有していたため、一億総懺悔論は人々の反感を買った。このとき新聞報道や政府発表によって戦争の実態を知り始めていた多くの国民にとって、一億総懺悔論は到底受け入れられず、無謀な戦争を開始した指導者たちの責任問題について考える契機となる

天皇の位置づけ

- ・最も問題となったのは、国民を基盤として為政者の戦争責任を追及するときの天皇の位置づけ

天皇を戦争責任の問われる為政者の側に入れるのか、被害者の側である国民の側に入れるのか

- ・保守系の論調では

1945年10月に組閣した幣原喜重郎は翌11月に「戦争責任等に関する件」を閣議決定

- ・ 宣戦の詔書が発せられていない満州事変や日中戦争への責任は関係ない
- ・ 大東亜戦争の開戦、作戦の遂行は憲法運用上確立した慣習にしたがっただけある
- ・ 天皇はあくまで対米交渉を平和裏に行おうとしていた

戦死者の記憶

多くの人々が生命や家族、財産を失った国民の被害が注目され、為政者の責任が問われた終戦直後において、天皇は国民によって批判されるべき為政者であるという論調も少なくなかった

この追及のとき掲げられたものが戦死者の記憶

天皇は翌1946年の正月に人間宣言を行ったが、退位や謝罪を期待していた一部の国民は一連の行為に激しく憤った。また、国体護持のため行ったマッカーサーとの会談も裏切り行為と映った。こうした敗戦直後の天皇への戦争責任追及は、ナショナリズムの否定ではなく、新たなナショナル・アイデンティティの模索として出現した。

天皇と国体護持

国体護持と非政治的存在としての天皇像

- ・ 昭和天皇の最優先事項...祖先から受け継がれてきた皇室の存続と国体の護持
- ・ 天皇の人間宣言は日本国内に向けてではなく、天皇の戦争責任を厳しく追及していた国際世論向け
- ・ GHQは戦争責任で天皇を訴追せずに、権威を利用しながら占領統治をおこなうのが得策であると判断していたため、GHQ側としても天皇制が完全に民主化され、再びファシズムの温床になる可能性がなくなったことを国際的に示す必要があった

国際的にも国内においても非政治的存在としての天皇像を抱くことになる。

天皇退位論の終息

- ・新憲法が制定されても知識人や指導者層では退位論が優勢

新憲法における天皇の象徴化は民主化政策の一環であったが、天皇の戦犯訴追を免れるためでもあった

- ・民衆レベルでの天皇制の廃止

天皇制の廃止は、天皇を処刑することになるのではという考えもあり、天皇制存続支持者が大半

この時期、1946年から1951年まで精力的に各地を視察し、北海道と沖縄を除く全国を地方巡幸したことも民衆の間で天皇退位論が衰退した大きな要因

- ・アメリカの東西冷戦の国際戦略

日本を資本主義国にするという思惑もあり、天皇退位論、天皇制廃止論は終息

天皇の戦争責任が封印され、戦争責任の追及が軍部でとどまり、民衆の戦争協力や加害行為を問い直す機会や戦争責任論の展開を限定するものとなると同時に戦後日本が独自のナショナル・アイデンティティを築くことが大きく阻害されることにもなった

ドイツでの戦争責任問題

ドイツの場合

戦争とナチスの犯罪の区別、ナチスの罪と国民の責任問題の区別

- ・旧東ドイツ

- ・旧西ドイツ

.おわりに

天皇の戦争責任は現在までも燻ぶる問題であり、明確な答えがないまま戦後 65 年が経過した。この間アジア各国に対する戦争責任は曖昧になり、多くの日本人が戦争責任や加害責任という重荷から逃避することになった。だが、安易に日本とドイツを対比する傾向も問題である。ドイツと日本では同じ敗戦国でも立場、特に戦争責任に対する考え方が異なるからである。

天皇に戦争責任があったかどうかは法的、政治的にさまざまな意見が存在するが、国民への戦争責任の広がり新たなアイデンティティの確立がなされなかったことは我々にとっても大きな痛手である。私は日本人の無責任の象徴である現在の天皇像について戦後の日本の軌跡とともに、深く考えなければならないと思う。

<参考文献>

- 栗屋憲太郎 田中宏 広渡清吾 三島憲一 望田幸男 山口定
『戦争責任・戦後責任』朝日新聞社 1994 年
井上清 『天皇の戦争責任』岩波書店 1991 年
小熊英二 『<民主>と<愛国>』新曜社 2003 年
開発孝次郎 「昭和天皇独白録再考(1)」『日本大学芸術学部紀要』(38
2003 年 7 月 30 日) 53 - 68 頁
木佐芳男 『<戦争責任>とは何か』中公新書 2001 年
高田理恵子 『学歴・階級・軍隊』中央公論新社 2008 年
ピーター・ウェツラー 『昭和天皇と戦争』原書房 2002 年
吉田裕 『昭和天皇の終戦史』岩波新書 1992 年
読売新聞戦争責任検証委員会 『検証戦争責任 上・下』中央公論新社 2006 年